

福岡県知事 殿

市町村長 印

賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金交付申請書

賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金について、交付を受けて補助事業を実施したいので、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第3条及び賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金交付要綱（令和5年4月1日施行）第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の区分

2 補助事業の目的及び内容

3 補助事業の完了予定日

年 月 日

4 補助金交付申請額

金 千円

5 補助金交付申請額の算出方法

別紙のとおり

6 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 河川法第24条及び第26条第1項の許可申請書

(3) その他必要な書類（国庫補助事業を活用する場合は、その資料）

補助金交付（変更）申請額の算出方法

1 補助金交付（変更）申請額（国庫補助事業を活用する場合）（単位：千円）

補助事業 の区分	全体 事業費 (A)	国庫補助 事業の 補助金額 (B)	市町村実質 負担額 (C)	補助金算出		補助金交付 (変更) 申請額 (D又はEのうち、 どちらか小さい額)
				A*0.3 (D)	C / 2 (E)	
補助金交付決定額						
差引増減額						

注 変更申請のときは、上段に変更後の額を、下段に（ ）で変更前の額を記載すること。

2 補助金交付（変更）申請額（国庫補助事業を活用しない場合）（単位：千円）

補助事業の 区分	全体事業費 (A)	補助率	補助金交付（変更） 申請額 (A*0.3)	備考
		0.3		
補助金交付決定額				
差引増減額				

注 変更申請のときは、上段に変更後の額を、下段に（ ）で変更前の額を記載すること。

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 印

賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業変更申請書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定（補助事業の変更決定）の通知を受けた賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業について、変更したいので、賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金交付要綱（令和5年4月1日施行）第7条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の区分

2 補助事業を変更する理由

3 補助事業の完了予定日

年 月 日

4 補助金交付変更申請額等

補助金交付変更申請額	金	千円
補助金交付決定額	金	千円
差引増減額	金	千円

5 補助金交付変更申請額の算出方法

別紙のとおり

6 添付書類

（1）事業計画書

（2）その他必要な書類

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 印

賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業中止（廃止）申請書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定（補助事業の変更決定）の通知を受けた賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業について中止（廃止）したいので、賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金交付要綱（令和5年4月1日施行）第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の区分
- 2 補助事業を中止（廃止）する理由

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 印

遅延届出書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定（補助事業の変更決定）の通知を受けた  
賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業について、下記の理由により予定の期間内に完了す  
ることができないと見込まれるため、賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金交付要  
綱（令和5年4月1日施行）第9条の規定に基づき、届け出ます。

記

1 遅延理由

2 補助事業の実施期間

当初 年 月 日から 年 月 日まで

変更 年 月 日から 年 月 日まで

3 今後の見込み

賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金交付決定通知書

市町村長

年 月 日 第 号で申請のあった賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第6条及び賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金交付要綱（令和5年4月1日施行）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定します。

年 月 日

福岡県知事 印

記

- この事業における補助金の交付決定額は、金 千円とする。
- 補助事業の内容は、交付申請書記載のとおりとする。
- 補助金交付の条件は、次のとおりとする。
  - 補助事業を変更又は中止（廃止）しようとするときは、あらかじめ補助事業の変更又は中止（廃止）の申請を知事に行わなければならない。
  - 市町村は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
  - 補助金を補助事業と異なる事業に使用したときは、補助金の全部又は一部を知事に返還しなければならない。
- 市町村は、福岡県補助金等交付規則及び賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業変更決定通知書

市町村長

年 月 日 第 号で申請のあった賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業については、賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金交付要綱（令和5年4月1日施行）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更を決定します。

年 月 日

福岡県知事 印

記

- 1 この事業における補助金の交付決定額は、金 千円とする。
- 2 補助事業の内容は、交付変更申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金交付の条件は、次のとおりとする。
  - （1） 補助事業を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ補助事業の変更又は中止の申請を知事に行わなければならない。
  - （2） 市町村は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
  - （3） 補助金を補助事業と異なる事業に使用したときは、補助金の全部又は一部を知事に返還しなければならない。
- 4 市町村は、福岡県補助金等交付規則及び賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業中止（廃止）決定通知書

市町村長

年 月 日 第 号で申請のあった賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業については、賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金交付要綱（令和5年4月1日施行）第10条第1項の規定に基づき、中止（廃止）を決定します。

年 月 日

福岡県知事 印



番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 印

賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業完了実績報告書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定（補助事業の変更決定）の通知を受けた賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業について完了したので、福岡県補助金等交付規則第13条及び賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金交付要綱（令和5年4月1日施行）第12条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の区分

2 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 補助金精算額等

補助金精算額	金	千円
補助金交付決定額	金	千円
差引増減額	金	千円

4 補助金精算額の算出方法

別紙のとおり

5 添付書類

- (1) 写真
- (2) その他必要な書類

補助金精算額の算出方法

1 補助金精算額

(単位：千円)

補助事業の 区分	補助金交付 決定額	補助金精算額				備考 (活用する 国庫補助事 業及びその 補助金の 額)
		全体事業費 (精算) A	国庫補助事 業の補助金 の額(精算) B	県補助事業 の補助率 C	県補助金 精算額 (A-B)*C	
合 計						

賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金の額の確定通知書

市町村長

年 月 日 第 号で完了実績報告を受けた賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第14条及び賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金交付要綱（令和5年4月1日施行）第13条の規定に基づき、補助金の額を金 千円に確定します。

年 月 日

福岡県知事 印

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 印

賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金請求書

年 月 日 第 号で補助金の額の確定の通知を受けたので、賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金交付要綱（令和5年4月1日施行）第14条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の区分

2 補助金請求額

金 \_\_\_\_\_ 千円

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 印

賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金概算請求書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業が一部完了したので、賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業補助金交付要綱（令和5年4月1日施行）第14条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の区分

2 補助金概算請求額

金 \_\_\_\_\_ 千円